

2. 1 災害対応の推移（佐用町）

河川水位						主な事象		町の主な動き等	
時間	佐用川		千種川		志文川	時間	内容	時間	内容
	用	円光寺	久崎	上三河	三日月				
14:20	2.24	2.16	2.45	0.98	0.55	14:15	播磨南西部・北西部に大雨洪水警報発表（播磨北西）	15:00	消防長が消防署に参集
15:00	2.29	2.28	2.56	1.05	0.60			15:30	町長が昆虫館の行事から帰庁
15:30	2.47	2.47	2.75	1.14	0.67			15:30	住民課長及び副課長参集
15:50	2.58	2.62	2.88	1.17	0.71	14:26	光都土木事務所に水防指令第1号発令	16:46	消防署から本庁に消防長移動
16:30	2.72	3.05	以後	1.26	0.74	16:36	西播磨県民局長の発する水防警報（佐用川第2号（準備）・佐用川佐用地点の水位2.63m）	16:56	上月排水ポンプが自動可動
16:40	2.72	3.17	欠測	1.29	0.74			17:40	町長帰宅。円応寺集落の行事に出席
17:00	2.76	3.37	***	1.39	0.74			副町長参集	
17:30	2.81	3.52	***	1.58	0.74			消防長が消防署に移動	
18:00	2.78	3.55	***	1.76	0.74	16:47	光都土木事務所に水防指令第2号発令	18:30	副町長が延吉集落へ
18:30	2.74	3.54	***	1.91	0.74			19:00	町長が円応寺集落より帰庁
19:00	2.70	3.51	***	1.87	0.74	19:11	J R 運転休止（三日月駅～佐用駅）		災害対策本部設置
19:10	2.73	3.51	***	1.84	0.99			19:20	消防本部：山田～幕山～大酒各地増水あるも異常なし
19:20	2.80	3.53	***	1.87	1.04	19:14	光都土木事務所に水防指令第3号発令		
19:30	2.85	3.57	***	1.86	1.02			19:30	副町長が延吉集落から帰庁
19:40	2.92	3.65	***	1.87	1.06	19:45	千種川流域水位計データ・佐用川円光寺水位3.7m超過サイレン吹鳴	19:30	上月地域対策部：久崎小避難所開設 南光地域対策部：2号配備連絡
19:50	3.04	3.85	***	1.85	1.06	19:51	山崎 I C～佐用 I C [上・下線] 通行止め	19:32	消防本部：石井～三河～米田各地増水あるも異常なし
						19:55	山崎 I C～美作 I C [上・下線] 通行止め	19:41	消防本部：消防長が本部に移動[異常なしの報告]
						19:58	佐用川氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報・佐用川佐用地点の水位が3.0m到達） 智頭急運転休止（久崎駅～大原駅）	19:45	本部：久崎・円光寺観測地点での避難判断水位（相当）到達によるサイレン吹鳴があり、1時間後には氾濫危険水位（相当）に達する見込みであり避難情報に注意するよう放送[上月地域久崎地区]
20:00	3.17	4.12	***	1.86	1.08			19:50	本部：職員3号配備指示
								19:57	本部：消防団出動要請を放送[佐用地域]
								19:59	本部：佐用排水ポンプの操作
								20:00	南光地域対策部：3号配備連絡、教育長参集 三日月地域対策部：3号配備連絡 上月地域対策部：久崎排水ポンプ場へ職員参集[2名]
20:10	3.40	***	***	1.89	1.10			20:10	本部：上月小避難所開設
20:20	3.59	5.00	***	1.93	1.11	20:12	土砂災害警戒情報	20:29	本部：土砂災害警戒情報を放送[全町]
20:30	3.77	5.53	***	1.98	1.14	20:13	西播磨県民局長の発する水防警報（佐用川第3号出動・佐用川佐用地点の水位3.40m）	20:30	本部：徳久小避難所開設 佐用地域対策部：佐用小・江川小避難所開設
20:40	3.98	5.99	***	2.07	1.15			20:39	佐用地域対策部：体育センター避難所開設
20:50	4.22	6.38	***	2.10	1.17			20:56	本部：佐用地域川原町に避難を促す放送[佐用地域]
21:00	4.58	6.64	***	2.25	1.20	21:04	西播磨県民局長の発する水防警報（千種川（上三河）第3号出動・千種川上三河の水位2.25m）	20:59	本部：佐用地域川原町に避難を促す放送[佐用地域]
21:10	4.73	6.86	***	2.29	1.25			21:00	南光地域対策部：南光文化センター避難所開設
21:20	4.95	7.15	***	2.40	1.28			三日月地域対策部：三日月小避難所開設	
21:30	4.96	7.40	***	2.55	1.38			21:10	本部：佐用地域新町に避難勧告発令の放送[佐用地域]
								21:20	本部：避難勧告発令の放送[全町] 上月中避難所開設
21:40	5.01	7.70	***	2.75	1.41	21:38	千種川氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報・千種川上三河地点の水位が2.5m到達）	21:30	役場玄関入口扉破損、急激に浸水、1階停電 本部：三日月中避難所開設
21:50	5.08	8.00	***	3.03	1.44			21:34	消防本部：増水により出動不可となり本部に連絡
22:00	5.01	8.26	***	3.34	1.48			21:40	上月支所1階浸水、2階に移動
22:10	4.91	8.33	***	3.67	1.53			21:42	本部：県に自衛隊の災害派遣を要請
22:20	4.93	8.40	***	3.90	1.61	22:29	西播磨県民局長の発する水防警報（志文川第3号出動・志文川三日月地点の水位1.61m）	21:51	本部：屋内の安全な場所に避難するよう放送[全町]
22:30	4.85	8.40	***	4.26	1.71			22:00	南光地域対策部：中安小避難所開設
22:40	4.88	8.40	***	4.43	1.77			22:14	町長：自衛隊に派遣要請したことや屋内の安全な場所に避難するよう放送[全町]
22:50	4.88	8.40	***	4.65	1.88	22:57	志文川氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報・志文川三日月地点の水位が1.8m到達）	22:18	本部：屋内の安全な場所に避難するよう放送[全町]
23:00	4.90	8.40	***	***	1.92			22:20	消防本部：姫路市消防局に消防応援隊要請
23:30	4.74	8.06	***	***	2.00			22:24	町長：自衛隊に派遣要請したことや屋内の安全な場所に避難するよう放送[全町]
0:00	4.57	7.66	***	***	2.00			23:00	本部：上津中避難所開設
0:40	4.16	6.98	***	***	2.30			23:43	本部：土砂災害厳重注意情報を放送[全町]
1:00	3.99	***	***	***	2.20			1:19	本部：兵庫県企業庁に応援給水待機要請

※はん濫警戒情報等の各基準水位は、佐用、上三河、三日月に設定されている。

2. 2 災害対策本部要員の参集・体制（佐用町）

（1）職員の配備体制

町地域防災計画では、大雨注意報又は洪水注意報が発令され災害発生のおそれがあるときなどには、準備配備を行い警戒準備体制をとり、大雨警報又は洪水警報が発令され小規模災害発生のおそれがあるとき、又は水防指令1号が発令されたときなどには関係課職員の20%による1号配備を行い災害警戒本部を置き、中規模の災害発生が予想され水防指令2号が発令されたときなどには、職員の半数による2号配備を行い災害対策本部を置き、大規模の災害発生が予想され水防指令3号が発令されたときなどには、全職員による3号配備を行うこととしている。

8月9日14時15分、播磨南西部及び北西部に大雨洪水警報が発令され、県光都土木事務所に対して14時26分に水防指令1号が、16時47分には水防指令2号が発令された。

町では、15時頃から職員が参集して準備配備による警戒準備体制をとり（17時の参集人員は26人）、19時に災害対策本部を設置し、19時50分に3号配備指示を行った。

（2）職員の配備連絡

災害対策本部長は、19時50分に3号配備指示を行った。3号配備指示を受け、佐用地域対策部は19時50分に3号配備連絡、上月地域対策部・南光地域対策部・三日月地域対策部は20時に3号配備連絡を行ったが、連絡が届かなかった職員があった。

また、消防本部は19時57分に3号配備連絡を行った。

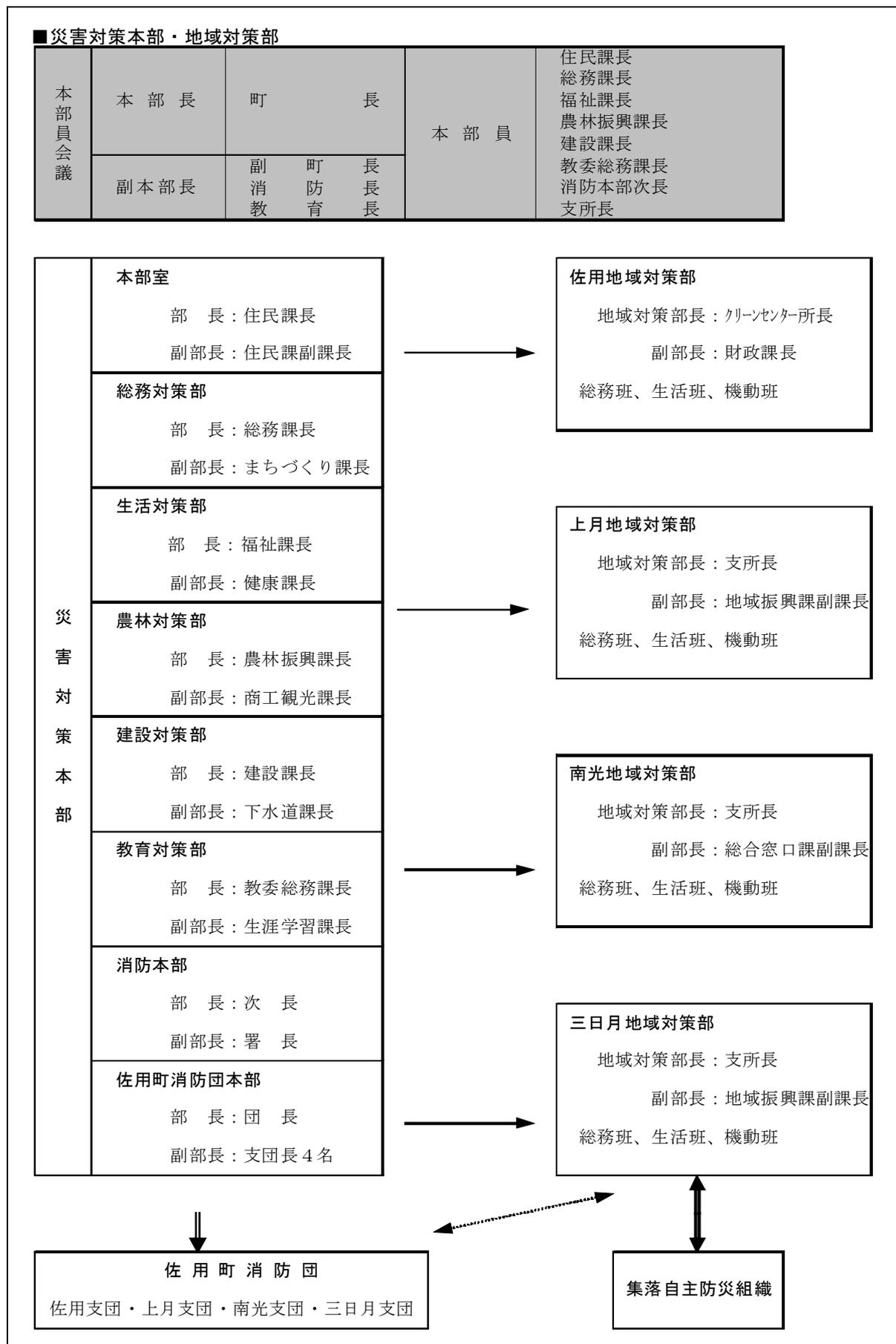
（3）職員の参集状況

3号配備が発令されてから約1時間後（21時）の職員参集状況は、3号配備対象人員385人に対して218人（約57%）であった。この中には、参集連絡を受けずに自主参集した者もいた。

（4）参集報告

町地域防災計画では、参集した職員が各自で非常参集記録表に記入し、各対策部長は、所属単位で参集状況を取りまとめ、本部室に報告することが規定されているが、非常参集記録表の作成が行われず、3号配備の連絡を受けて参集した職員の参集状況を取りまとめることができなかった。

(参考) 災害対策本部組織構成



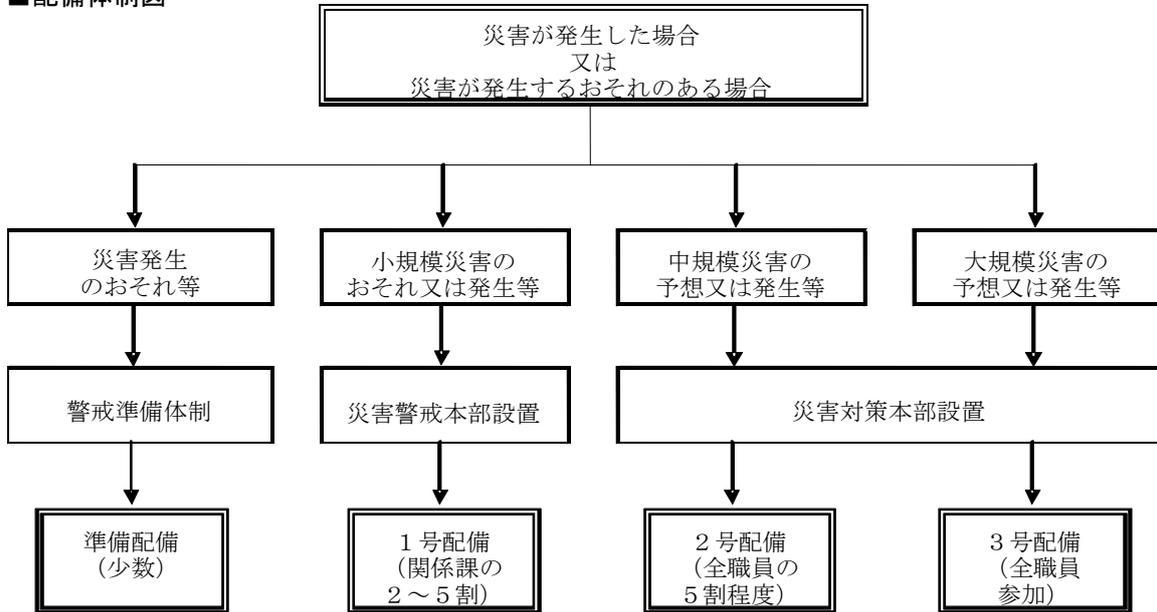
(出典) 佐用町台風第9号災害検証委員会：台風第9号災害検証報告書（平成22年7月16日）

(参考) 配備基準

1 配備の体制と基準

災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。

■ 配備体制図



■ 配備基準

組織	配備	配備の基準	備考
警戒準備体制	準備配備	<input type="checkbox"/> 大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき <input type="checkbox"/> 大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発令され、災害発生のおそれがあるとき <input type="checkbox"/> 台風が近畿地方に接近したとき <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認めたとき	関係課から少数を配備し、主として災害警戒対策の情報収集を行う住民課及び各支所から待機を指示
災害警戒本部	1号配備	<input type="checkbox"/> 災害発生のおそれがあるが、その時間、規模等推測の困難な段階 <input type="checkbox"/> 大雨警報、洪水警報のいずれかが発令され、小規模災害発生のおそれがあるとき <input type="checkbox"/> 小規模の災害が発生した場合 <input type="checkbox"/> 水防指令1号が発令されたとき <input type="checkbox"/> 町長が当該配備体制の必要を認めたとき	関係課人員の20～50%を配備し、情報連絡及び小規模な応急対策の準備を行う 本庁から配備を指示
災害対策本部	2号配備	<input type="checkbox"/> 中規模の災害発生が予想される段階 <input type="checkbox"/> 中規模な災害が発生した場合 <input type="checkbox"/> 町内一部に集中災害があったとき <input type="checkbox"/> 水防指令2号が発令されたとき <input type="checkbox"/> 本部長が当該配備体制の必要を認めたとき	所属人員の約50%を配備し、防災活動を行う 対策本部から配備を指示
	3号配備	<input type="checkbox"/> 大規模の災害発生が予想される段階 <input type="checkbox"/> 大規模な災害が発生した場合 <input type="checkbox"/> 大規模な災害が予想される気象情報が発令されたとき <input type="checkbox"/> 町内大半に集中的災害があったとき <input type="checkbox"/> 水防指令3号が発令されたとき <input type="checkbox"/> 災害救助法の適用を受ける段階に迫られたとき <input type="checkbox"/> 本部長が当該配備体制の必要を認めたとき	所属人員全員を配備し、防災活動を行う 対策本部から指示

[注]消防本部・署及び各対策本部の職員配備表は、別に定めるところによる。

[注]準備配備、1号配備の解除は、その基準となる注意報又は警報が解除されたとき、2号配備、3号配備は本部長の指示により解除される。

(参考) 職員の参集状況及び被災状況

■19時・21時・0時の職員の参集状況、被災状況

場 所	参 集 部 署	参 集 人 員			3号 配備人員	被災人数
		19時	21時	0時		
本 庁 舎	災害対策本部	7	21	21	39	18
	佐用地域対策部	2	31	34	72	33
第 2 庁 舎	災害対策本部	4	15	18	38	9
上月支所 (1 階)	上月地域対策部	6	21	24	49	28
上月支所 (3 階)	水道・下水道	8	14	14	20	10
南 光 支 所	南光地域対策部	1	34	50	54	3
三 日 月 支 所	三日月地域対策部	1	21	30	47	6
合 計		29	157	191	319	107

21時参集割合
本庁舎 46.8%
上月支所 50.7%
全 体 49.2%

被災割合
本庁舎 45.9%
上月支所 55.1%
全 体 33.5%

場 所	参 集 部 署	参 集 人 員			3号 配備人員	被災人数
		19時	21時	0時		
現地機関(天文台公園等)	災害対策本部	3	5	6	24	3
消 防 本 部	災害対策本部	12	24	26	37	6
各 地 域	各地域消防団	6	32	32	5	2
合 計		21	61	64	66	11

場 所	参 集 部 署	参 集 人 員			3号 配備人員	被災人数
		19時	21時	0時		
合 計		50	218	255	385	118

21時参集割合
全 体 56.6%

被災割合
全 体 30.6%

※職員の参集人員218人及び被災人員118人は、災害対策本部等と現地機関等を合わせた人員
 ※規定された場所への参集状況ではなく、各時刻において実際に参集した場所で人数をカウント
 ※消防本部参集対象職員の場合、21時時点では消防本部から本庁・各支所へ派遣4人、浸水・土砂崩れ等により各支所への参集4人はそれぞれの部署でカウント

2. 3 災害対策本部の設置・活動（佐用町）

（1）本部設置に係る協議

8月9日15時頃から町長、消防長、住民課長及び同課副課長が参集し、気象等の情報収集を行うため、建設課、下水道課及び上月支所等に少数（17時の参集人員は26人）を配備した警戒準備体制をとった。

町地域防災計画では、大雨警報又は洪水警報が発令され小規模災害発生のおそれがあるときは、災害警戒本部を置き1号配備とすることとしているが、警戒準備体制から災害対策本部を置くこととなったため、災害警戒本部は設置していない。

災害当日は日曜日で、出勤している職員数も少なかった。町長、副町長も町内での行事に出席のため常時庁舎内にいることができなかった。外出中の町長、副町長は、情報収集にあっていた住民課長等と携帯電話などにより連絡をとっていた。

（2）本部設置・本部会議の開催

町地域防災計画では、水防指令2号が発令され、中規模の災害発生が予想されるときは2号配備をとり、災害対策本部を設置することとしている。

16時47分に水防指令2号が発令され、19時14分に水防指令3号が発令された。災害対策本部は19時に設置した。

8月11日21時に第1回災害対策本部会議を開催し、12日以降は、警察等の関係機関を含めた会議を毎日開催しているが、第1回開催までの初動時においては、町長及び副町長に各対策部の責任者が直接報告し、個別に対応していた。

（3）本部各部の活動

自主参集した職員もいることから、職員の参集に対する意識はあったものの、参集した職員のほとんどが地域等からの電話対応に追われる状況であった。

また、町の合併後年月が経っていないこともあり、配備された職員全てが地域の詳細な状況を把握している訳ではなかった。このため、電話対応していても被害状況や場所の確認に手間取るなど迅速・的確に対応することができなかった。

（4）地域対策部の活動

災害対策本部と本庁舎内の同じフロアで活動していた佐用地域対策部は、地域対策部で本来行うべき地域被害状況調査、地域住民への広報などの業務ができなかった。

また、上月地域対策部は、庁舎の浸水による停電で機能が停止した。南光地域対策部と三日月地域対策部は、地域の被害状況調査及び応急対策の実施並びに道路の通行止めなどを行ったが、本部への状況報告や本部との連絡調整が十分にできなかった。

（5）災害対応職員の支援体制

災害対策本部（本部室・総務対策部・生活対策部・農林対策部・建設対策部）、佐用地域対策部や上月地域対策部に配備された職員は、災害後何日も帰宅できなかった上に、1ヶ月近く休みもなく、毎日深夜まで電話対応、施設管理、り災証明発行などの作業が続く一方、早い段階で通常の業務体制となった部署もあり、全体の適正な職員配置が計画的に行われなかった。

2. 4 災害対策本部室の状況（佐用町）

（1）庁舎の浸水対策

本庁舎、上月支所ともに旧町の庁舎を利用している。

本庁舎は21時15分頃から浸水が始まり、その後玄関扉が破損し急激に水が流入し、1階が浸水した（床上約1m）。

上月支所では、21時40分頃から浸水が始まり、1階が浸水した（床上約1.2m）。



写真 2-2-1 本庁舎浸水の様子

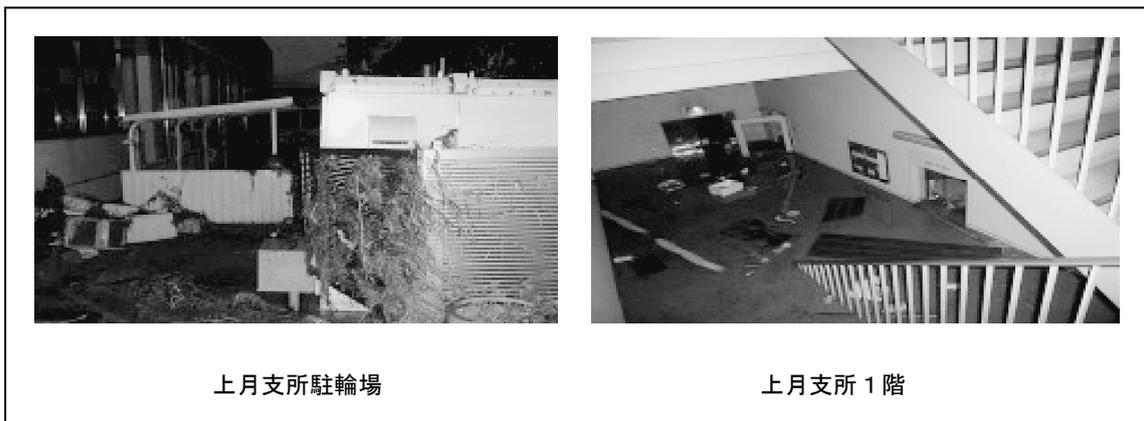


写真 2-2-2 上月支所浸水の様子

（2）執務室の状況

警戒準備体制時から災害対策本部設置後も防災を担当する住民課がある1階を中心に活動が行われた。

防災担当者は、2階に設置しているフェニックス防災システムによる防災情報の収集や防災行政無線放送のため、頻繁に1階と2階を往復しなければならなかったほか、1階で業務を行っていた本部室と2階で業務を行っていた情報収集を担当する総務対策部との情報伝達が円滑に行なえなかった。

本庁舎浸水後は2階を中心に対処が行われた。

2. 5 兵庫県における災害対策本部の運営

(1) 本庁の初動対応

8月9日は日曜日であったが、24時間監視・即応体制により、要員3人が兵庫県災害対策センターにおいて常時待機していた。

14時15分に県内（播磨北西部、播磨南西部）に大雨洪水警報が発表されたことから、警戒準備体制を構築し、15分後には7人が参集。その後逐次体制の強化を図り、災害警戒本部設置（21時25分）までには18人が参集していた。

県内で被害が発生している模様との報告を受け、21時25分に兵庫県災害警戒本部を設置し、配備体制を強化した。これに伴い、防災2局職員の半数程度を招集し、1時間後までに48人が参集した。

10日の0時00分には兵庫県災害対策本部を設置し、さらに配備体制を強化。これに伴い、防災2局の本部事務局職員全員を招集。1時間後までに62人が参集。1時40分までに75人が参集した。

表2-2-1 本庁の災害対応体制

名称	概要	参集対象
警戒準備体制	主として情報収集・伝達を行う	4～12人
災害警戒本部	被害の生ずるおそれがあるときに設置。本部長は防災監	防災2局職員の半数程度（44人）
災害対策本部	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認めるときに設置。本部長は知事。	防災2局の本部事務局職員全員（76人）

参集した職員は、①気象情報や災害情報の収集・伝達、②防災関係機関等との連絡調整、③応急対応に係る業務を行った。

① 気象情報や災害情報の収集・伝達

気象情報を気象台から収集し、フェニックス防災システムや FAX 等により市町や防災関係機関に伝達した。また、フェニックス防災システム等により雨量、水位や気象状況を確認するとともに、市町に対し警戒体制や被害状況の確認などを行った。

② 防災関係機関等との連絡調整

兵庫県警から情報収集を行い、道路被害状況や道路通行止め情報等の把握・集約を行うとともに、自衛隊への部隊派遣要請や県内消防本部による広域応援の要請などを行った。

③ 応急対応に係る業務

広域防災拠点からの備蓄資機材供出準備の連絡調整等を行った。

(2) 水防本部の初動対応

8月9日の9時42分に県内に大雨洪水注意報が発表されたことから、連絡員待機態勢とし、3人が参集した。14時15分に水防指令第1号を発令、第1非常配備態勢を確保し、15時00分までに5人が参集した。16時37分に水防指令第2号を発令し、第2非常配備態勢を確保。19時10分に水防指令第3号を発令して、第3非常配備態勢を確保し、21時30分までに17人、10日の1時30分までに25人が参集した。

参集した職員は、気象情報、雨量・水位情報の収集・監視を行い、水防態勢に付く必要が認められたときは、水防指令を発令するとともに、水防情報等の伝達を行った。

※「水防本部」とは、兵庫県下における水防活動を統括。事務局は、県土整備部土木局河川整備課内。

※「水防指令」とは、兵庫県水防本部長（知事）が、県の機関に対し、水防非常配備態勢に付くように指令。水防指令第1号で第1非常配備態勢、第2号で第2非常配備態勢、第3号で第3非常配備態勢がとられる。

表 2-2-2 県の水防活動体制

名称	概要	参集対象 (本庁)	参集対象 (光都土木)
連絡員待機	雨量、水位等に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢	3人	3人
第1非常配備態勢	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数（6人）	少数（14人）
第2非常配備態勢	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数（12人）	所属人員の半数（45人）
第3非常配備態勢	完全な水防事態	所属人員の全員（25人）	所属人員の全員（90人）

(3) 県民局の初動対応（光都土木事務所・西播磨広域防災拠点含）

① 西播磨県民局

8月9日の14時15分に管内に大雨洪水警報が発表されたことから、災害待機班体制を構築し、10分後に1人が参集した。その後順次参集。21時25分に西播磨災害警戒地方本部を設置し、22時までに7人が参集した。

10日の0時00分に兵庫県災害対策本部設置と同時に、西播磨災害対策地方本部を設置し、参集した職員により情報収集や伝達等を行った。

表 2-2-3 県民局の災害対応体制

名称	概要	参集対象
待機班体制	気象情報等の収集・伝達等を行う	3人
災害警戒地方本部	被害の生ずるおそれがあり、必要があるとき県民局に設置。本部長は県民局長	第1号配備：少数（7人）
災害対策地方本部	災害の状況により必要があるとき県民局に設置。本部長は県民局長	配備体制は、次のいずれかとする 第1号配備：少数（7人） 第2号配備：半数程度（16人） 第3号配備：全員（30人）

② 光都土木事務所

9日の14時15分に管内に水防指令第1号が発令されたことから、第1非常配備態勢を確保した。その後順次参集し、16時37分までに12人が参集した。16時37分に水防指令第2号が発令されたことから、第2非常配備態勢を確保。19時10分に水防指令第3号が発令されたことから、第3非常配備態勢を確保し、22時00分までに67人、10日の0時00分までに72人が参集した。

参集した職員は、気象情報、雨量・水位情報の収集・監視を行い、市町が行う水防活動の指針となる水防警報の発令、市町が発令する避難勧告の目安となるはん濫警戒情報（避難判断水位到達情報）の通知等の水防情報の伝達を行うとともに、21班53人が出動し、現場対応（堤防等河川管理施設等の点検、道路通行止め措置、倒木撤去、側溝詰まり解消措置、被災箇所の確認、応急対応（緊急業者の手配を含む。）等）を行った。

佐用町内の現場対応については、佐用業務所を拠点として行うこととしていたが、道路冠水等により、佐用業務所を拠点とした現場対応はできなかつたため、光都土木事務所から各現場へ直行して対応した。

なお、仮に、佐用業務所を拠点としていた場合、業務所の浸水や付近での道路の崩土や冠水による全面通行止めにより、現場対応ができなかつた。

③ 播磨広域防災拠点の開設と運営

9日の21時25分に西播磨災害警戒地方本部が設置されたのを機に、21時50分に西播磨広域防災拠点を開設した。災害警戒地方本部職員の2人が拠点に向かい、備蓄ボートの搬出準備を実施し、22時50分にはボートの組み立てが完了した。

10日の3時20分に、自衛隊活動支援用としてボート4艇を防災拠点から搬出したが、豪雨による流れがあつたので、ボートは使用できなかつた。また、9時00分以降、佐用町や宍粟市に対し、非常食、水、毛布等の搬出を行った。

2. 6 国への緊急要望

兵庫県では、災害応急対策及び復旧・復興対策に万全を期すため、平成21年8月11日に井戸兵庫県知事から林幹雄内閣府特命担当大臣（防災担当）に、8月16日には佐藤勉総務大臣に対して緊急要望を行った。

また、8月22日に、麻生太郎内閣総理大臣が被災地視察のため来県した際にも、知事から緊急要望を行った。当日は悪天候のため、自衛隊のヘリコプターが飛行できず、被災地視察が危ぶまれたが、知事が公用車で移動を提案し、佐用町視察が実現した。

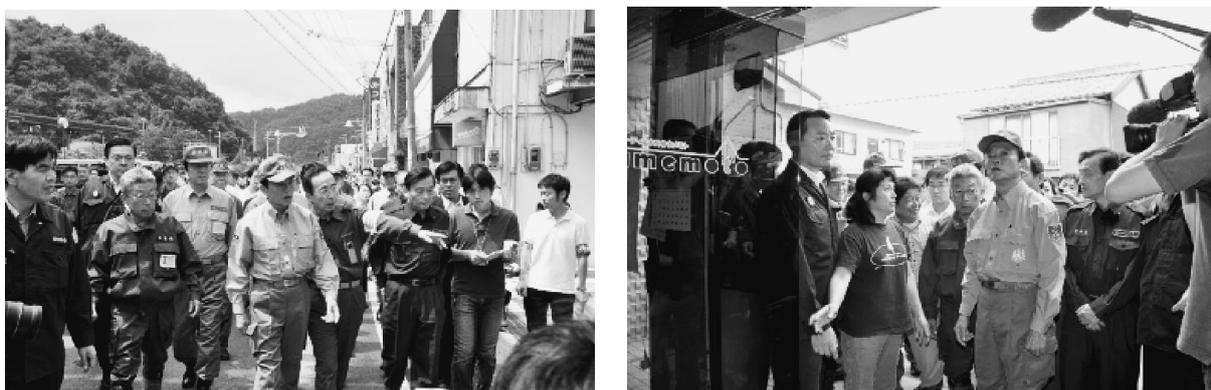


写真2-2-3 被災地佐用町を視察する麻生総理

8月22日付の緊急要望事項における主なものは以下のとおりである。

【緊急要望事項の主なもの】

1. 激甚災害の早期指定
 - ①「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による激甚災害の早急な指定
 - ②同法の規定による特別措置の速やかな実施
2. ごみ及びし尿処理、泥土等の排除処理に関する支援
 - ①被害家屋より発生するごみの処理対策やし尿処理対策への支援
 - ②多量に堆積した泥土や樹木等の排除処理への支援
3. 河川の復旧等に対する支援
 - ①早期災害査定と復旧事業への支援
 - ②再度災害防止のための抜本対策に対する支援、特に千種川を含む佐用川の激甚災害対策特別緊急事業などによる抜本的改修等
4. 道路災害の復旧に対する支援
 - ①早期災害査定と復旧事業への支援
5. 商店街等被災中小企業への支援
 - ①商業施設・設備の復旧や賑わい回復など商店街の早期復興支援
 - ②中小企業高度化事業等による地場産業の早期復旧支援
 - ③中小企業等に対する金融支援
6. 被災者の生活再建に対する支援
 - ①災害援護資金貸付及び生活福祉資金貸付の弾力的運用
 - ②災害救助法に基づく住宅の応急修理の弾力的運用
 - ③住宅融資制度の拡充
 - ④心のケアなど被災児童生徒に対する支援

2. 7 政府の対応

8月9日21時42分に、兵庫県知事から自衛隊の災害派遣の要請を受け、10日以降同県佐用町と宍粟市で捜索・救助活動や給水支援活動を始めた。

厚生労働省は10日1時に災害情報連絡室を、内閣府は5時30分に情報対策室、警察庁も同時刻に災害情報連絡室、防衛省は6時30分に災害対策連絡室、総務省消防庁は6時40分に災害対策室、法務省は8時30分に災害情報連絡室、文部科学省と農林水産省が9時30分に災害情報連絡室、内閣官房は11時30分に情報連絡室、経済産業省も同時刻に防災連絡会議をそれぞれ設置した。

10日夜に、政府調査団の派遣を決定。11日12時過ぎ、林幹雄防災担当相や内閣府、内閣官房、警察庁、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、国土交通省、気象庁、国土地理院、環境省、防衛省の9府省庁25人の調査団が羽田からの定期便に乗り込み、伊丹空港からバスで佐用町に移動。佐用町役場で佐用町長から被害状況の説明を受け、井戸敏三兵庫県知事からは早期の激甚災害指定やごみ・し尿処理、泥土排除などの応急対策、河川、道路、線路、下水道施設などの復旧、被災した商店街や農業者、被災者の生活再建などへの支援の要望を受けた。佐用町久崎地域の被災状況を視察の後、岡山県美作市の被災地を回った。

総務省は11日午前、災害救助法の適用を受けた兵庫県佐用町や宍粟市などの普通交付税の9月交付予定分のうち30%、両町で10億1千万円を19日に繰り上げ配分することを決めた。

11日19時から台風第9号に関する災害対策関係省庁連絡会議を開催し、各省庁の対応状況及び政府調査団の調査状況についての情報を共有した。この日は、早朝に駿河湾でM6.5の地震が発生しており、合わせての会議となったが、大雨被害については、「行方不明者の捜索に全力を挙げ、復旧・復興対策に万全を期す」、「大雨に対する被害が相次いで発生しており、政府として警戒を怠らないように」という2つの事項を申し合わせた。

政府は9月11日の閣議で、8月8日から11日にかけての熱帯低気圧と台風9号の影響による大雨災害を激甚災害に指定し、全国について（本激）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用、兵庫県佐用町（旧上月町）などを対象に（局激）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、兵庫県佐用町に中小企業関係の特例措置を適用することを決定。さらに2010年3月12日の閣議決定で、指定政令を一部改正して、兵庫県朝来市などについて、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例などを追加した。

国交省は10月9日、佐用町と朝来市、神河町の6箇所の土砂災害について、今後の降雨による土砂流出で家屋や国道への被害を及ぼすおそれがあるとして、緊急に砂防堰堤の整備を実施する災害関連緊急砂防事業（事業費約6.3億円）を実施することを決めた。



写真2-2-4 佐用町役場で佐用町町長から被災状況の説明を受ける



写真2-2-5 井戸兵庫県知事から要望を受ける